平成２８年（フ）第４１２１号
大阪府東大阪市中野１丁目16番12号　ピーターボロー　101
債務者　樋口　一美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０６号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目２番16号　サンコーポ西村　Ｂ－３、前住所奈良県御所市大字櫛羅330番地の15
債務者　西野　和美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２４４号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14―607号
債務者　芝口　　眞
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３３３号
大阪市平野区喜連２丁目５番79―713号
債務者　北端　宏造
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１２号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目３番31号　ＮＫ常盤208号
債務者　市来美河代（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５１５号
大阪市西成区山王３丁目20番５―507号
債務者　吉川　壽代
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５６６号
大阪府東大阪市横枕南２番17号　レジデンス藤戸　202号、前住所大阪府東大阪市水走１丁目５番25号
債務者　小池　千里
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５７１号
大阪市住吉区苅田２丁目６番10号　オリエンタルコート　40Ｄ号
債務者　村上　春美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７９８号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド団地50棟716号
債務者　大屋敷タマヱ
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４７号
神戸市北区西大池１丁目11番25―102号
債務者　倉橋　愛里
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０１号
兵庫県川西市中央町14番５号　世並方、前住所広島県広島市安佐南区長束３丁目31番15号
債務者　小池　清美
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
兵庫県宝塚市売布２丁目１番10号　エルベラーノ宝塚201号
債務者　小林　利彦
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
兵庫県伊丹市緑ケ丘２丁目138番地１　ルミエール緑ケ丘303号、前住所兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目16番地の５
債務者　河野　亜美（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番10―312号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目６番３号岡村文化
債務者　藤渕　信子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６号
長崎県五島市富江町山手57番地２、住民票上の住所長崎県五島市富江町黒瀬448番地１
債務者　山口　秀明
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第１７号
長崎県南松浦郡新上五島町榊ノ浦郷117番地25
債務者　元山　陽子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第９４号
宮崎県小林市野尻町東麓971番地10
債務者　福元　綾乃
1　決定年月日時　平成28年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部